

## 静岡産業大学特別任用教員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）における特別任用教員に関し、必要な事項を定める。

(特別任用教員)

第2条 特別任用教員の職位は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 特任教授
- (2) 特任講師

(資 格)

第3条 特別任用教員は、本学の専任の教授または講師（以下「専任教員」という。）に準ずる資格を有する者でなければならない。

(任用の条件)

第4条 本学の教育・研究上、特に必要があると認められる場合は、次の者を特任教授として任用することができる。

- (1) 当年度末において、本学の専任教員として6年以上勤務し、現に教授の職務を有し本学が定める定年を迎える者
- (2) 当年度末において、本学の専任教員として6年以上勤務し、現に教授の職務を有する65歳以上の者が、健康上または家庭上の特別な事情により専任教員として勤務が不可能な者
- (3) 本人または本学の事情により専任教員としての勤務が不可能な者であり、特に必要があると認められる者

2 本学の教育上、特に必要があると認められる場合は、次の者を特任講師として任用することができる。

- (1) 当年度末において、本学の非常勤講師として勤務し、主として演習系科目の担当教員として特に必要があると認められる者

3 前2項に定める特任教授及び特任講師は、第7条に基づき勤務しなければならない。

(任用の手続き)

第5条 特別任用教員の任用は、当該学部長が発議し、当該学部の専任教授会の審議及び学長の承認を経て、理事長が面接の上これを決定する。

2 任用基準は、本学教育職員任用及び昇任規程第5条に準ずるものとする。ただし、特任講師にあつては、教育上の資質及び業績を任用の基準とする。

(任用期間及び更新)

第6条 特別任用教員の任用期間は1年とし、更新は審査の上、行うことができる。ただし、更新後の任用期間の終期は、当初の任用日から起算して10年を超えないものとする。

2 特別任用教員の更新は、当該学部長が発議し、当該学部の専任教授会の審議及び学長の承認を経て、理事長が面接の上これを決定する。ただし、理事長面接は原則として隔年毎に行う。

3 前2項にかかわらず、任用は満70歳に達した年度末までとする。ただし、学長が推薦し、理事長が特に認めた場合は、任用を延長することができる。

(勤務)

第7条 特別任用教員は、原則として次に定める勤務日数及び責任授業時間数を担当する。

(1) 特任教授 1週間に3日勤務し、かつ4責任授業時間数以上を担当  
ただし、総合研究所に勤務し、研究または校務を担当する場合は、  
1週間に4日勤務し、かつ1責任授業時間数以上を担当

(2) 特任講師 1週間に3日勤務し、かつ6責任授業時間数以上を担当

2 前項により勤務する特別任用教員は、専任教員に準じて扱う。

(給与等支給条件)

第8条 給与等支給条件は、別に定める基準に基づき、契約時に決定する。

2 前条の特別任用教員においては、本学教職員住宅の借上貸与に関する要綱を適用することができる。

(研究費及び研究室)

第9条 特別任用教員の個人研究費の使用については、本学個人研究費規程に定める。

2 特別任用教員は、研究室を使用できるものとする。ただし、特任教授にあつては、単独使用、特任講師にあつては、共同使用とする。

(校務)

第10条 特別任用教員は、教授会の構成メンバーとしない。ただし、当該学部長は、必要に応じ特別任用教員を当該学部の教授会の議決を経て教授会に出席させることができる。

2 特任教授は、原則として校務を行わない。ただし、学長の要請を受け理事長が特に認めた場合は校務を行うものとする。

3 特任講師は、学部長の命を受け校務を行うものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て、理事長がこれを決定する。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成10年1月20日から施行する。

附 則 (平成10年3月16日改正)

この規則 (静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則) は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

## 特別任用教員に関する規程の要旨

	特任教授	特任講師
任用条件	(1) 本学現職教授 → 定年後に任用 (2) 本学現職教授 → 65歳以上で特別事情がある場合に任用 (3) 本学現職教授でない者(教授相当者) → 本学または本人の事情により任用	本学現職非常勤講師 → 本学の必要性により任用(主として演習系科目等の授業を週6コマ以上担当する) 特任教授への昇任はしない。
任用手続き	学部長発議 → 専任教授会の審議 → 学長の承認 → 理事長面接・決定	同左
更新手続き	学部長発議 → 専任教授会の審議 → 学長の承認 → 理事長決定	同左
任用期間	1年	同左
契約更新	任用条件(1)の者 → 更新1回(最長2年)限度 任用条件(2)の者 → 更新3回(最長4年)限度 任用条件(3)の者 → 更新3回(最長4年)限度	更新3回(最長4年)限度
契約更新の特例	<p>最長期間経過後は再契約可能。再契約後も1年毎の更新(最長4年または2年)</p>	同左
任用定年	満70歳(学長が推薦し理事長が特に認めた場合は延長可能)	同左
勤務	原則として1週間に3日・4コマ以上担当(専任教員に準ずる)	原則として1週間に3日・6コマ以上担当(専任教員に準ずる)
給与等支給条件	任用条件(1)の者 → 本学退職時本給 × (3日/4日) × (4コマ/6コマ) 任用条件(2)の者 → 本学在職時本給 × (3日/4日) × (4コマ/6コマ) 任用条件(3)の者 → 本学専任教員同等本給 × (3日/4日) × (4コマ/6コマ) ※その他の条件 ① 扶養手当・補佐職手当・住居手当……支給 ② 超過担当手当・兼担当・教職特別手当……週3日・4コマ以上は支給 ③ 通勤手当……月額=必要な往復実費 × 週出勤日数 × 15週 ÷ 6ヶ月 ④ 期末手当……支給(職務加算なし) ⑤ 特別賞与……支給対象 ⑥ 退職金……支給しない ⑦ 共済保険・雇用保険……加入 ⑧ その他……校務を行う場合は校務に相当する手当支給(月額3万円)	非常勤講師の給与等支給基準に定める月額給(1コマにつき3万円)  ※その他の条件 ① 特別賞与……支給対象 ② 交通費……実費支給 ③ 退職金……支給しない ④ 共済保険・雇用保険……加入 ⑤ その他……その他の手当等は支給しない
借上住宅	1週間に3日かつ4コマ以上担当する場合に適用	1週間に3日かつ6コマ以上担当する場合に適用
研究費	個人研究費規程を適用(持ちコマ数に応じて支給)	個人研究費規程を適用(1週間に6コマ以上担当する場合のみ適用)
研究室	単独使用	共同使用
教授会	原則として構成員としない	同左
校務	原則として行わない(学長の要請を受け理事長が認めた場合は校務を行うことがある)	学部長の命を受け校務を行い、必要に応じて教授会にオブザーバーとして出席する